

パーソナルデータの利用・流通に関する研究会（第4回）議事要旨

■日時：平成25年1月11日（金）10時～12時

■場所：総務省8階第1特別会議室

■出席者：

○構成員

堀部座長、辻井座長代理、糸井構成員、岩下構成員、岡村構成員、奥屋構成員、櫻本氏（菊池構成員代理）、桑子構成員、新保構成員、関構成員、高橋構成員、富沢構成員、松尾氏（中尾構成員代理）、長田構成員、川井氏（新居構成員代理）、別所構成員、安岡構成員、吉川構成員、後藤構成員

○ゲストプレゼンター

鈴木 正朝 新潟大学大学院実務法学研究科教授

○オブザーバー

辻畑消費者庁消費者制度課課長補佐、宮田経済産業省情報経済課課長補佐

○総務省出席者

阪本政策統括官、谷脇大臣官房審議官、中村情報通信政策課融合戦略企画官、山崎情報セキュリティ対策室長、村上情報セキュリティ対策室調査官、小川消費者行政課企画官、神谷行政管理局個人情報保護室副監理官、須藤自治行政局地域政策課地域情報政策室課長補佐、藤波情報セキュリティ対策室課長補佐

■議事要旨：

1. 開会

2. 議事

(1) 構成員等からのプレゼンテーション

・ 吉川構成員（A.T. カーニー株式会社パートナー）

吉川構成員より、資料1に基づき、パーソナルデータの利活用事例及び eUICC の動向について、説明が行われた。

・ 糸井構成員（日本アイ・ビー・エム株式会社 GTS 事業部
セキュリティ・サービス事業部 理事）

糸井構成員より、資料2に基づき、Privacy by Design について、説明が行われた。

・ 鈴木 正朝 新潟大学大学院実務法学研究科教授

鈴木教授より、資料3に基づき、わが国の個人情報保護法制の立法課題について、説明が行われた。

(2) 意見交換

プレゼンテーションを踏まえ、以下の意見等が出された。

- eUICC の動向を踏まえるとパーソナルデータの利用と保護も国際的な枠組みを考えていかなければいけないし、国際的な企業は全世界でビジネス共通化を目指しながら、ある程度のローカライズを行ってプライバシー保護に対応している。国際化がキーワードとして重要である。
- マイナンバーに限定した個人番号情報保護委員会ではプライバシーコミッショナーとは言えないが、マイナンバーという限定が外れれば欧州におけるコミッショナーに類似した機関だという評価が得られるかもしれない。また、このような機関を設けることで、特定個人の識別情報ではなく、プライバシーインパクトがあるものを保護するという方向性に転換していく必要がある。
- プライバシーコミッショナーの設立は、データの第三国移転に関し、欧州の十分性認定の一つの要件として独立監督機関の設置が求められる以上、データ越境問題の解決に一步前進する。また、米国では FTC がプライバシー保護の法執行を積極的に実施しており、それと類似した機能を持つことは、国内企業が国内サービスを米国に展開する際にも有効である。
- 電気通信産業はグローバル展開が必須である。日本が独自の制度体系を持っていることは、国際的なビジネスをやりやすくしている。携帯電話端末や M2M はグローバルに展開するので、日本独自のやり方でやっていると乗り遅れる可能性がある。あいまいな法制度にしておくよりは、ポジティブリストやネガティブリストをはっきりしておく方がビジネスとしてやり易いかもしれない。
- プライバシーバイデザインは自主的に行うものである。顧客をないがしろにしてしまえばレピュテーションリスクに跳ね返る。法律には違反していないからといって顧客が喜ばないことをするのはリスクであり、これを避ける必要がある。
- プライバシーバイデザインでは必要以上の情報はとらないという原則があるが、ビジネスの最大化とデータの最小化の原則というトレードオフについては解決されていない。
- 情報は企業活動の中でつながっていくもので、リンケージされながら広がる情報について何をもって一つの個人情報とするのかは個人情報保護法では明確に答えられない。個人情報に誰のものかという発想から脱却する必要がある。なお、個人情報の利用は法律で禁止されているため、個人の同意をもってそれを解いてもらうために財貨性が発生する。個人情報の本質に財貨性があるわけではない。
- 自主規制について、昨今ソフトローなどと言われるが、まずはハードローをきっちりと作り、その後にソフトローに移行するべきで、現状でソフトローの議論をするのは時期尚早である。

(3) その他

追加意見については 1 月 18 日までに提出を依頼する旨、事務局より連絡があった。

3. 閉会

以上